

## 当院の施設基準一覧

聖蹟桜ヶ丘こぼり歯科クリニックは、厚生労働大臣の定める施設基準に適合し、施設基準の届出を行っています。

- 歯科初診料の「注 1」に規定する施設基準（歯初診）
- 歯科医療外来診療医療安全対策加算 1（外安全 1）
- 歯科外来診療感染対策加算 1（外感染 1）
- 歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準（歯訪問）
- CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー（歯 CAD）
- クラウンブリッジ維持管理料（補管）
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）（歯外在ベⅠ）
- 歯科技工所ベースアップ支援料（歯技ベア）